

第5章

● 各事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある」としています。

子どもやその保護者が地域で安心して暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

岐南町において、教育・保育提供区域として町全体を細かな範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。

一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位になるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第3期計画においても、利用者視点、事業者視点の両視点からこれまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、町全域を一つの単位とします。

2 人口の見込み

本計画で定めるサービスの対象となる0～11歳の子どもの人口について、2020（令和2）～2024（令和6）年の4月1日の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法※により推計しました。

0～11歳の子どもの人口は、徐々に減少していくと推計しています。年齢区分別にみると、0～2歳は多少の増減はあるもののおおよそ横ばいで推移している一方、3～5歳および6～8歳は減少傾向にあります。

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から、その変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

図表62 子どもの推計人口

単位：人

区 分	2025 （令和7）年	2026 （令和8）年	2027 （令和9）年	2028 （令和10）年	2029 （令和11）年
0～2歳	741	738	755	749	742
0歳	267	264	262	260	257
1歳	233	256	254	252	250
2歳	241	218	239	237	235
3～5歳	733	717	680	682	678
3歳	235	239	216	237	235
4歳	252	233	237	214	235
5歳	246	245	227	231	208
6～8歳	771	764	752	717	702
6歳	263	246	245	227	231
7歳	256	261	245	244	226
8歳	252	257	262	246	245
9～11歳	741	751	754	768	762
9歳	247	251	256	261	245
10歳	252	246	250	255	260
11歳	242	254	248	252	257
0～11歳	2,986	2,970	2,941	2,916	2,884

3 量の見込みの算出方法について

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出

① 認定区分について

年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、教育・保育給付認定における1・2・3号認定に区分します。

また、保育所の利用要件である「保育を必要とする事由」について、次のいずれかの事由に該当することと定めています。

- | | |
|-------------------------------|--------|
| ①就労（就労時間が月64時間以上の労働に従事している場合） | ②妊娠・出産 |
| ③疾病・障がい | ④介護・看護 |
| ⑤災害復旧 | ⑥求職活動 |
| ⑦就学 | |
| ⑧虐待・DV | ⑨育児休業 |
| ⑩その他、類する状態として町長が認めたとき | |

上記の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて、保育必要量を設けることとなります。さらに年齢で区分すると、認定区分は以下のとおりとなります。

図表63 認定区分

認定区分	1号認定 (教育認定)	2号認定 (保育認定)	3号認定 (保育認定)
対象年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
利用施設	認定こども園、幼稚園	保育園、認定こども園	保育園、認定こども園、 小規模保育施設
施設の利用時間区分	教育標準時間利用 (標準4時間)	保育標準時間利用（一日最長11時間）	
		保育短時間利用（一日最長8時間）	

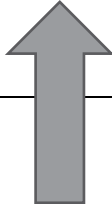
② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類に分類します。

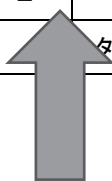
この分類した区分を家庭類型といい、「現在の家庭類型」と、母親の就労希望を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

図表64 家庭類型

母親 父親		ひとり親	フルタイム (産休・育休等を含む)	パートタイム (産休・育休等を含む)			未就労
				120時間以上	64時間以上 120時間未満	64時間未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム (育休等を含む)			タイプB	タイプC		タイプC'	タイプD
パートタイム (育休等を含む)	120時間以上		タイプC	タイプE			
	64時間以上 120時間未満						
	64時間未満		タイプC'			タイプE'	
未就労			タイプD				タイプF



保育の必要性あり



保育の必要性なし

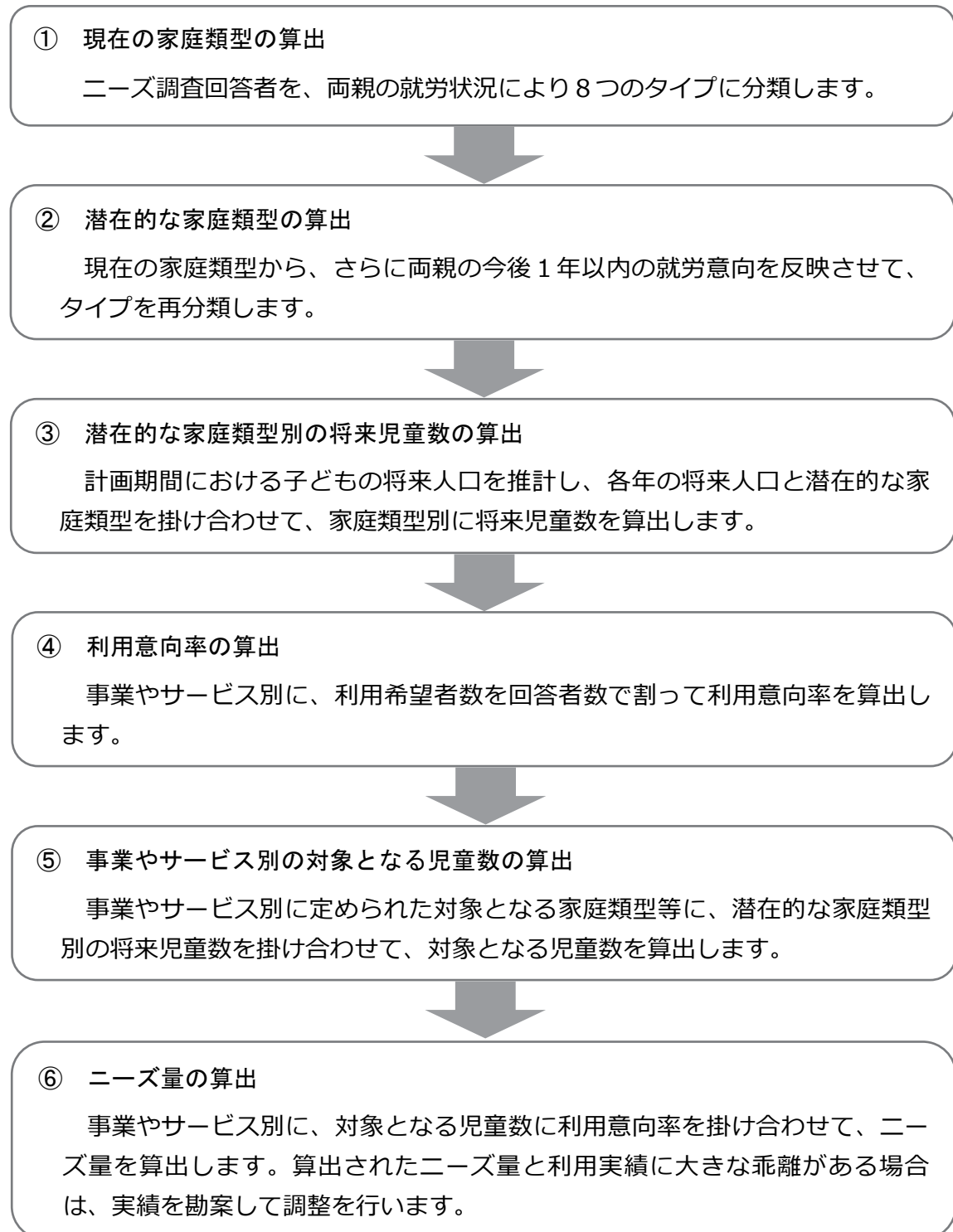
- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
- タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
- タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋月 64～120 時間）
- タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 64 時間未満）
- タイプD : 専業主婦（夫）家庭
- タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋月 64～120 時間）
- タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 64 時間未満）
- タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）

※育児・介護休業中の人でもフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」の推計方法のステップ

「量の見込み」の推計方法は、国から示された手引き等を参考に、次のとおり算出しました。

図表65 「量の見込み」の推計方法のステップ



4 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

各認定区分に応じた「量の見込み」を以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

【2025（令和7）年度】

		2025（令和7）年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）〔A〕		733人		241人	233人	267人	
量の見込み〔B〕		302人	499人	111人	100人	38人	
確保方策							
特定教育・ 保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	120人	500人	110人	100人	30人	
確認を受けない幼稚園 （町外施設）		203人					
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育			12人	11人	8人	
企業主導型保育事業（地域枠）		0人	4人	13人	13人	8人	
認可外保育 施設	上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	0人	
確保量合計〔C〕		323人	504人	135人	124人	46人	
保育利用率※＝〔C〕／〔A〕				56.0%	53.2%	17.2%	
保育利用率の目標値				56.0%	53.2%	17.2%	
過不足＝〔C〕－〔B〕		21人	5人	24人	24人	8人	

※保育利用率：3号子どもに係る保育の提供量合計（確保量）／満3歳未満の児童推計数

保育利用率について、国の基本指針では、待機児童に対応した基盤整備を図るため、市町村は、満3歳未満の子どもについて計画期間内の各年度における目標値を設定することとしています。本町では、2024（令和6）年度現在3号認定については待機児童が発生していないことから、引き続きニーズ量に対する適切な提供量を確保するという考えのもと、各年度の保育利用率の目標値を保育利用率と同率にしています。

【2026（令和8）年度】

		2026（令和８）年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）〔A〕		717人		218人	256人	264人	
量の見込み〔B〕		296人	488人	101人	109人	37人	
確保方策							
特定教育・ 保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	120人	488人	120人	100人	32人	
確認を受けない幼稚園 （町外施設）		203人					
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育			12人	11人	8人	
企業主導型保育事業（地域枠）		0人	4人	13人	13人	8人	
認可外保育 施設	上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	0人	
確保量合計〔C〕		323人	492人	145人	124人	48人	
保育利用率＝〔C〕／〔A〕				66.5%	48.4%	18.2%	
保育利用率の目標値				66.5%	48.4%	18.2%	
過不足＝〔C〕－〔B〕		27人	4人	44人	15人	11人	

【2027（令和9）年度】

		2027（令和9）年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）〔A〕		680人		239人	254人	262人	
量の見込み〔B〕		280人	463人	110人	109人	37人	
確保方策							
特定教育・ 保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	120人	488人	120人	100人	32人	
確認を受けない幼稚園 （町外施設）		203人					
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育			12人	11人	8人	
企業主導型保育事業（地域枠）		0人	4人	13人	13人	8人	
認可外保育 施設	上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	0人	
確保量合計〔C〕		323人	492人	145人	124人	48人	
保育利用率＝〔C〕／〔A〕				60.7%	48.8%	18.3%	
保育利用率の目標値				60.7%	48.8%	18.3%	
過不足＝〔C〕－〔B〕		43人	29人	35人	15人	11人	

【2028（令和10）年度】

		2028（令和 10）年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）〔A〕		682人		237人	252人	260人	
量の見込み〔B〕		282人	464人	109人	108人	37人	
確保方策							
特定教育・ 保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	120人	488人	120人	100人	32人	
確認を受けない幼稚園 （町外施設）		203人					
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育			12人	11人	8人	
企業主導型保育事業（地域枠）		0人	4人	13人	13人	8人	
認可外保育 施設	上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	0人	
確保量合計〔C〕		323人	492人	145人	124人	48人	
保育利用率＝〔C〕／〔A〕				61.2%	49.2%	18.5%	
保育利用率の目標値				61.2%	49.2%	18.5%	
過不足＝〔C〕－〔B〕		41人	28人	36人	16人	11人	

【2029（令和11）年度】

		2029（令和 11）年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	2歳	1歳	0歳
児童数（推計）〔A〕		678人		235人	250人	257人	
量の見込み〔B〕		280人	462人	109人	107人	36人	
確保方策							
特定教育・ 保育施設	幼稚園 保育所 認定こども園	120人	488人	120人	100人	32人	
確認を受けない幼稚園 （町外施設）		203人					
特定地域型 保育事業	小規模保育 家庭的保育 居宅訪問型保育 事業所内保育			12人	11人	8人	
企業主導型保育事業（地域枠）		0人	4人	13人	13人	8人	
認可外保育 施設	上記以外の施設	0人	0人	0人	0人	0人	
確保量合計〔C〕		323人	492人	145人	124人	48人	
保育利用率＝〔C〕／〔A〕				61.7%	49.6%	18.7%	
保育利用率の目標値				61.7%	49.6%	18.7%	
過不足＝〔C〕－〔B〕		43人	30人	36人	17人	12人	

【今後の方向性】

いずれの認定区分においても、量の見込みに対して必要な提供量を確保できる見込みとなっています。引き続き町内保育施設と連携しつつ、ニーズに対応できる適切な供給量の確保に努めます。

また、3歳以上児においては、今後も町外の幼稚園等の利用のニーズもあることから、それを踏まえつつ、提供体制の充実について検討していきます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

また、妊娠期から子育て期にわたるまで母子保健と児童福祉の両分野を一体的に行うことにより、個々の家庭に応じた切れ目ない支援を実施し、虐待への予防的な対応など、相談支援体制の強化を図ります。

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
設置か所（か所）	1	1	1	1	1
基本型・特定型（か所）	0	0	0	0	0
母子保健型（か所）	1	1	1	1	1

【量の見込みと確保方策】

〈利用者支援事業〉

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（か所）〔A〕	1	1	1	1	1
基本型（か所）	0	0	0	0	0
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 （か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）〔B〕	1	1	1	1	1
基本型（か所）	0	0	0	0	0
特定型（か所）	0	0	0	0	0
こども家庭センター型 （か所）	1	1	1	1	1
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

2025（令和7）年度よりこども家庭センターを設置し、利用者支援事業を実施します。

子育て家庭や妊産婦がさまざまな事業や関係機関を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言等の支援を行い、関係機関との連携を図りながら、包括的で切れ目のない支援ができる体制を整備していきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【実施状況】

実施か所数	7 か所
実施施設	◎認可保育施設 8 園（休園施設 1 園を含む）
実施内容	保護者の就労形態等の事情により、保育所における通常の 11 時間を超えて保育を実施する。 ◎最長午後 7 時 00 分までの延長保育を実施。

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
通年利用児童数（人）	23	26	31	31	31

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（人）〔A〕	40	39	39	39	38
確保方策（人）〔B〕	40	39	39	39	38
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

時間外保育事業対応時間に保育士の配置をすることで、教育・保育施設の実利用定員分の提供が可能です。

共働き世帯の増加等に伴い、通常時間を超えて保育を希望するニーズが増えていることから、今後も時間外保育事業に対応できる保育士の確保に努め、ニーズの増加に対応できる体制を整備していく必要があります。

また、事業の実施にあたって、子どもが安心・安全に過ごせるよう環境を整え、保育の充実に努めるよう各施設を指導していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後に遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【実施状況】

実施か所数	3 か所
実施施設	◎西町民センター（西学童） ◎東町民センター（東学童） ◎すこやかセンター（北学童）
実施内容	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、平日の放課後のほか、土曜日、長期休暇中に児童が心身ともに健やかに育成されるような遊びおよび生活の場を提供し、児童の健全育成を図る。

【現状】

① 西町民センター

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
通年利用児童数（人）	79	69	74	71	86
受入可能人数（人）	90	90	90	140	140

② 東町民センター

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
通年利用児童数（人）	77	73	92	114	145
受入可能人数（人）	90	90	90	150	150

③ すこやかセンター

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
通年利用児童数（人）	67	57	58	64	72
受入可能人数（人）	75	75	75	90	90

【量の見込みと確保方策】

① 西町民センター

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（人）〔A〕	91	92	93	94	95
確保方策（人）〔B〕	140	140	140	140	140
差引〔B〕－〔A〕	49	48	47	46	45

② 東町民センター

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み(人) [A]	147	151	153	157	159
確保方策(人) [B]	160	160	160	160	160
差引[B]－[A]	13	9	7	3	1

③ すこやかセンター

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み(人) [A]	88	92	92	93	95
確保方策(人) [B]	110	110	110	110	110
差引[B]－[A]	22	18	18	17	15

◎ 放課後児童健全育成事業全体の量の見込みと確保方策(学年別)

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み(人) [A]	326	335	338	344	349
1年生(人)	92	95	96	98	99
2年生(人)	83	85	86	87	88
3年生(人)	74	75	76	77	79
4年生(人)	35	36	36	37	37
5年生(人)	28	29	29	30	30
6年生(人)	14	15	15	15	16
確保方策(人) [B]	410	410	410	410	410
1年生(人)	114	114	114	114	114
2年生(人)	102	102	102	102	102
3年生(人)	91	91	91	91	91
4年生(人)	45	45	45	45	45
5年生(人)	37	37	37	37	37
6年生(人)	21	21	21	21	21
差引[B]－[A]	84	75	72	66	61

【今後の方向性】

本町では、2022(令和4)年度に受入可能人数を増加し、放課後の児童の安心・安全な居場所づくりに取り組んできており、今後もニーズの増加は見込まれるものの、現在の提供体制で対応可能と考えられます。長期休暇期間中はニーズ量が増加することも考えられるため、小学校の空き教室や近隣の公共施設の利用等も含めた、さらなる供給体制の整備を進めていきます。

また、放課後子ども教室との連携を強化するとともに、研修による支援員の資質向上を図り、安心して利用できる環境整備に努めていきます。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【実施状況】

実施施設	2 施設
------	------

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
年間述べ利用者数（人）	9	5	12	0	3

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（人）〔A〕	10	10	10	10	10
確保方策（人）〔B〕	10	10	10	10	10
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

岐阜市および羽島市の児童養護施設に委託し、事業を実施しています。養育困難になった子育て家庭を支援する制度であり、ニーズは限定的ですが、支援を必要とする人に対応できる体制を引き続き確保していくとともに、必要に応じて近隣市町にある施設との契約を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児およびその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結び付ける事業です。

【実施状況】

実施内容	出生時から乳児健診までの間に町保健師または助産師が家庭に訪問し、育児に関する相談や情報提供を行う。
------	---

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
年間述べ訪問件数(件)	273	222	276	275	258

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み(件)	267	264	262	260	257
確保方策	・実施体制：助産師または保健師 ①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

【今後の方向性】

引き続き全対象家庭への訪問を実施し、子育てに関する情報提供や相談対応を実施するとともに、育児不安や十分な養育がなされない等の問題を早期に発見し、切れ目のない支援につなげていきます。

(6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供および関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

なお、本事業において実施していた育児・家事援助については、2022（令和4）年の児童福祉法改正により新設された子育て世帯訪問支援事業に移行しました。

【実施状況】

実施内容	◎若年の妊婦や育児不安のある養育者に対し、保健師等が家庭訪問し、相談・指導を行う。 ◎子ども相談センターや保健所等と連携を図りながら、継続的な訪問を実施。 ◎職員や関係機関の専門性の強化、およびこども家庭センターと地域の関係機関の連携を強化する、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業に取り組む。
------	---

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
年間述べ訪問件数（件）	43	53	44	41	51

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（件）	53	53	53	53	53
確保方策	・子ども相談センターや保健所と連携を図りながら、継続的な訪問を実施				

【今後の方向性】

養育環境に支援が必要な妊婦や、育児不安や精神疾患のある養育者、ネグレクトのおそれのある家庭等の育児負担を軽減できるよう、引き続き保健師や助産師等による家庭訪問および相談・指導を実施します。

問題を抱える家庭を早期に発見し、相談・指導等の支援につなげられるよう、医療機関や保健所、子ども相談センター等との連携強化に努めます。

(7) 子育て世帯訪問支援事業《新規》

2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行により、新たに本計画に加わった事業です。

家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に、訪問支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【今後の方向性】

2024（令和6）年度現在、本町では実施していませんが、対象となる世帯の現状やニーズ等を把握しながら、提供体制を整備していきます。

(8) 児童育成支援拠点事業《新規》

2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行により、新たに本計画に加わった事業です。

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童および家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

2024（令和6）年度現在、本町では実施していませんが、対象となる児童の現状を把握しつつ、必要に応じ対応していきます。

(9) 親子関係形成支援事業《新規》

2024（令和6）年4月の改正児童福祉法の施行により、新たに本計画に加わった事業です。

親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行います。

【今後の方向性】

2024（令和6）年度現在、本町では実施していませんが、子育てに関して悩みや不安を抱える保護者とその児童の現状について把握しながら、実施に向けた体制を整備していきます。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【実施状況】

実施か所数	3 か所
実施施設	◎総合健康福祉センター やすらぎ苑（にこにこサロン） ◎すこやかセンター（すくすくサロン） ◎岐南さくら保育園（リフレッシュサロン）
実施内容	子育て相談・育児講座や乳幼児と保護者同士の交流・遊び・制作活動を通して子育て支援を行う。

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
年間述べ利用者数（人）	28,022	6,870	7,912	13,582	18,346

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（人）	20,684	20,600	21,075	20,907	20,712
確保方策（か所）	3	3	3	3	3

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、2020（令和2）年度には利用者が大きく減少したものの、その後は次第に増加し、2019（令和元）年度の水準に近づいてきています。また、0歳児から利用する親子が増加傾向にあり、育児不安の解消や相談・助言といった支援のニーズが増加しています。

今後も子育て家庭のニーズの増加が見込まれることから、引き続き保護者のニーズに合わせた育児講座の開催や子育てへの不安に対する相談・助言を行うとともに、事業についての周知を進めます。

(11) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育所等において一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【実施状況】

① 一時預かり事業（幼稚園型）

実施施設	〇施設
------	-----

② 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

実施内容	◎町内在住の就学前の児童で、保護者の就労などにより家庭における保育が困難な時に保育施設で一時的に預かり保育を行う（一時預かり事業（幼稚園型）を除く）。 町内の5保育施設（保育所2園、認定こども園3園）で実施。 ◎はしま広域ファミリー・サポート・センター（会員組織）による預かり。
------	--

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
年間述べ利用者数（人）	2,708	499	1,380	1,898	1,667
一時預かり事業(幼稚園型) （人）	1,767	127	763	1,244	914
一時預かり事業（幼稚園 型を除く）（人）	839	270	591	574	593
ファミリー・サポート・ センター（人）	102	102	26	80	160

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み(人) [A]	1,918	1,916	1,853	1,854	1,841
一時預かり事業(幼稚園型) (人)	1,147	1,148	1,088	1,092	1,085
一時預かり事業(幼稚園 型を除く)(人)	620	619	618	616	611
ファミリー・サポート・ センター(人)	151	149	147	146	145
確保方策(人) [B]	1,918	1,916	1,853	1,854	1,841
一時預かり事業(幼稚園型) (人)	1,147	1,148	1,088	1,092	1,085
一時預かり事業(幼稚園 型を除く)(人)	620	619	618	616	611
ファミリー・サポート・ センター(人)	151	149	147	146	145
差引[B]－[A]	0	0	0	0	0
一時預かり事業(幼稚園型) (人)	0	0	0	0	0
一時預かり事業(幼稚園 型を除く)(人)	0	0	0	0	0
ファミリー・サポート・ センター(人)	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

一時預かり事業(幼稚園型)については、町内に提供している保育施設はありませんが、近隣市町の保育施設で提供している利用者数を見込んでいます。

その他の一時預かり事業については、現状の提供体制を維持することでニーズに対応できると見込まれます。

各保育施設等の実施状況や体制等を改めて検証しつつ、実際のニーズの動向を把握し、必要な供給量を確保できるよう実施体制の拡充についても検討していきます。

(12) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

【実施状況】

実施内容	病気または病気の回復期で、保育所などで集団保育が難しく、かつ保護者の勤務等やむを得ない事情により家庭保育ができないときに児童を預かる事業。 ◎実施施設 岐南さくら保育園 ◎利用対象児童 小学校3年生までの児童 事前登録必要 ※岐阜市・羽島市などでの広域利用も可
------	--

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
年間述べ利用者数（人）	267	42	174	181	321

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（人）〔A〕	330	326	321	321	318
確保方策（人）〔B〕	330	326	321	321	318
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動規制が緩和されたことにより、2023（令和5）年度には利用者が大きく増加しており、今後も同程度の利用があると思われていますが、現在の提供体制で対応可能と考えられます。

保護者の勤務地に合わせてニーズに対応できるよう、引き続き近隣市町の医療機関や医師と連携してサービスを提供するとともに、事業の周知を進めます。

(13) ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な預かり等、子どもの健やかな育ちを地域で支援する会員組織です。

【実施状況】

実施内容	はしま広域ファミリー・サポート・センター（羽島市・笠松町・岐南町）に登録された会員が、地域における育児を支援する相互活動を行う。 ◎活動：学校の放課後の預かりと送迎、保護者にならなくての病院受診等
------	---

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
年間述べ利用者数（人）	116	120	179	244	202

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（人）〔A〕	239	238	235	233	231
確保方策（人）〔B〕	239	238	235	233	231
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

現状の提供体制でニーズに対応できると見込まれるものの、依頼会員が増加を続ける一方で、提供会員の登録数は横ばいで推移しているという課題があります。近隣市町と協力し、提供会員の増加と提供体制の増強に努めていきます。

また、利用にあたっては事前登録等の手続きがあることなど、利用開始までの流れを含め制度の周知を進めていきます。

(14) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、妊婦および胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【実施状況】

実施内容	母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（補助券）を交付し、妊婦健康診査の受診費用の助成を実施。 ◎14 回分の受診票を交付
------	--

【現状】

区 分	2019 (令和元) 年度	2020 (令和2) 年度	2021 (令和3) 年度	2022 (令和4) 年度	2023 (令和5) 年度
交付人数（人）	341	320	361	299	281

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（人）	283	280	278	276	272
確保方策	・ 実施場所：県内および県外医療機関 ・ 実施体制：妊婦健診受診票を母子健康手帳交付時に発行。県外医療機関受診者には補助金を交付 ・ 検査項目：一般妊婦健診・子宮がん検診・B型肝炎抗原検査・梅毒検査等 ・ 実施時期：妊娠期				

【今後の方向性】

今後も引き続き妊婦健康診査の助成を実施し、妊婦の健康の保持・増進や経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援を行っていきます。

また、医療機関との連携を強化し、適切な保健指導や治療の推進を図ります。

(15) 妊婦等包括相談支援事業《新規》

妊婦およびその配偶者等に対し、面談の実施等によりその心身の状況や置かれている環境等を把握するほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談等の支援を行う事業です。本事業は、2023（令和5）年1月から実施していた、妊娠初期からの切れ目のない支援を目的とする「出産・子育て応援給付事業」のうち、伴走型相談支援として実施していた事業を制度化したものです。

【実施状況】

実施内容	育児用品の購入やサービス利用などの負担を軽減するための「経済的支援」と併せて、すべての妊婦および子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」として実施。 ◎実施回数 3回（妊娠届出時、妊娠7～8か月頃、出産時） ◎実施方法 アンケート、面談（妊娠7～8か月頃の面談は希望者のみ） ◎実施機関 こども家庭センター
------	--

【現状】

区 分	2023 (令和5) 年度
支給件数（件）	511
出産応援ギフト（件）	272
子育て応援ギフト（件）	239
延べ面談実施回数（回）	525

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度	2027 (令和9) 年度	2028 (令和10) 年度	2029 (令和11) 年度
量の見込み（回）	586	580	576	572	564
確保方策（回）	586	580	576	572	564
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

引き続き、こども家庭センターにおいて妊娠期および出産時にアンケートと面談を実施し、妊産婦への情報提供と相談体制の強化に努め、すべての妊婦および子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備していきます。

(16) 産後ケア事業《新規》

2025（令和7）年4月の改正子ども・子育て支援法の施行により、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた事業です。

出産後1年未満で、家族等から家事や育児などの援助を受けられず、心身の不調や育児不安がある母親およびその子どもに対し、指定の医療機関や助産師による心身のケア、育児のサポートを行います。

【実施状況】

① 宿泊型

実施か所数	10 事業所
実施機関	町が指定する医療機関
実施内容	指定医療機関に宿泊し、健康管理や産後の生活に関する助言、育児支援等を実施。

② 通所型

実施か所数	11 事業所
実施機関	町が指定する医療機関
実施内容	指定医療機関に通所し、健康管理や産後の生活に関する助言、育児支援等を実施。

③ 訪問型

実施内容	助産師が利用者の自宅を訪問し、健康管理や産後の生活に関する助言、育児支援等を実施。
------	---

【現状】

区 分	2020 (令和2)年度	2021 (令和3)年度	2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度
延べ利用者数（人）	8	3	3	7
宿泊型（人）	－	－	－	5
通所型（人）	－	－	－	1
訪問型（人）	8	3	3	1

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度
量の見込み（人）	14	14	13	13	13
確保方策（人）	14	14	13	13	13
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

産後の不安を軽減することで、誰もが安心して子育てができるよう、引き続き現状の提供体制でニーズに対応するとともに、指定医療機関との連携を強化していきます。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）《新規》

2024（令和6）年6月の子ども・子育て支援法の改正により創設された制度で、保育所等に通っていない乳幼児に対し、保護者の就労有無や理由を問わず月一定時間まで保育施設等を利用することができるようにする制度です。本町では、2024（令和6）年7月より町内の小規模保育施設等にて試行的事業を実施しています。

なお、本事業は、2025（令和7）年度は地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置づけられ、2026（令和8）年度からは新たな給付事業としてすべての自治体で実施することになります。

【量の見込みと確保方策】

区 分	2025 （令和7） 年度	2026 （令和8） 年度	2027 （令和9） 年度	2028 （令和10） 年度	2029 （令和11） 年度
量の見込み（人）	58	83	89	96	103
0歳児（人）	22	30	33	36	38
1歳児（人）	19	29	30	32	34
2歳児（人）	17	24	26	28	31
確保方策（人）	58	83	89	96	103
0歳児（人）	22	30	33	36	38
1歳児（人）	19	29	30	32	34
2歳児（人）	17	24	26	28	31
差引〔B〕－〔A〕	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

子どもの健やかな成長を応援するために、試行的事業の実施状況も踏まえながら、よりよい提供体制の確保について検討しつつ実施していきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

2019（令和元）年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用について助成を行います。

【実施状況】

実施内容	新制度未移行の私立幼稚園に通う、年収360万円未満相当世帯および第3子以降（年少から小学校3年生までの範囲に子どもが2人以上いる場合）の児童について、副食費の減免を行う。
------	---

【現状】

区 分	2020 （令和2）年度	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
延べ支給人数（人）	108	149	202	237

【今後の方向性】

すべての保護者が本事業について把握できるよう周知を推進するとともに、低所得世帯や多子世帯等の保護者の負担を軽減し、教育・保育事業の利用が図られるよう、引き続き事業を実施していきます。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。

この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで子ども・子育て支援法に位置付けされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

本町においては、この給付についての認定の手続きに必要な様式等を規則で定め、公正かつ適切な支給の確保に努めていますが、今後も国や県の動向を注視しつつ、その給付方法について適宜検討を行います。